

板橋区条例案等審議会設置要綱

(平成 11 年 8 月 1 日 区長決裁)

(平成 15 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 18 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 19 年 3 月 30 日 一部改正)

(平成 31 年 2 月 21 日 一部改正)

(設置)

第 1 条 議会に付議する条例案等について、事前に内容等を審議するとともに、関係部局と緊密な協議を行い、行政課題に的確に対応するため、板橋区条例案等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次の事項を所掌する。

(1) 条例等の議案の内容に関すること。

(2) 条例等の執行上関係する部局間の協議に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は次の職にある者をもって構成し、議長は、区長とする。

(1) 区長

(2) 副区長

(3) 政策経営部長

(4) 総務部長

(5) 法務専門監

(6) 条例等を付議する所管部長及び関連部長

(7) 政策経営部政策企画課長、同部財政課長、総務部総務課長

(招集)

第 4 条 審議会は、議長が招集する。

(意見の聴取)

第 5 条 議長は、必要があると認めるときは、関係課長の職にある者の意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

付 則

この要綱は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(庶務担当部署変更)

付 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(組織改正)

付 則

この要綱の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(組織改正)